平成２２年（フ）第３０３号
埼玉県本庄市栗崎41番地１
債務者　関口　清治
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５６号
千葉県東金市西福俵103番地14
債務者　海老名千歳
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８１号
千葉県山武郡九十九里町不動堂306番地10
債務者　武田　泰一
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８２号
千葉県山武郡九十九里町不動堂306番地10
債務者　武田ルミ子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４５号
神奈川県伊勢原市桜台４丁目６番25号　サンリバティⅠ―102号
債務者　安田　春江
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５９５号
神奈川県伊勢原市沼目３丁目26番18号パレスフォーチュネイト伊勢原104号
債務者　福田真由美（旧姓菊永）
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６００号
神奈川県厚木市温水2016番地１
債務者　塚原　常嘉
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０５号
神奈川県平塚市岡崎3269番地の81　ベールデ102号
債務者　田野　英理
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０６号
神奈川県平塚市岡崎3269番地の81　ベールデ102号
債務者　田野　弘美
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１１号
神奈川県厚木市妻田北３丁目25番２号
債務者　波止　義秀
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１７号
神奈川県厚木市愛名81番地１　グリーンハイツ滝美101
債務者　中西　優子（旧姓山元）
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２０号
神奈川県小田原市鬼柳600番地　市営花里住宅９号棟36号室
債務者　成田多美恵
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２４号
神奈川県平塚市纏585番地の12
債務者　山塚　勝枝
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３１号
神奈川県小田原市南鴨宮３―28―22、住民票上の住所神奈川県小田原市南鴨宮２丁目１番29号
債務者　内藤　　仁
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３２号
神奈川県小田原市南鴨宮３―28―22、住民票上の住所神奈川県小田原市南鴨宮２丁目１番29号
債務者　内藤みよ子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５７号
神奈川県愛甲郡愛川町半原3831番地の32
債務者　北井　久子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６０号
神奈川県平塚市岡崎3372番地の１
債務者　松川　　修
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部